

町田市工事請負契約の入札手続に関する要領

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、工事請負契約の競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 入札方式の選択基準

入札方式は、原則として次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円を超える工事は、一般競争入札とする。
- (2) 設計金額が1,000万円以下の工事は、指名競争入札とする。

第3 電子入札

電子入札は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより行うものとする。

第4 再度入札

- 1 再度入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項に規定するものをいう。以下同じ。）は、1回限りとする。
- 2 再度入札を行った場合においても、落札者がいないときは、次の各号のいずれかに掲げるところによるものとする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約を行う。
 - (2) 一般競争入札にあつては、再度公告することにより入札を行い、指名競争入札にあつては、当該入札参加者以外の者を新たに指名することにより入札を行う。

第5 入札辞退の手続

入札を辞退する場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札書の提出前においては、入札辞退届の提出をすること。この場合において、貸与された設計図書があるときは、直ちに返却しなければならない。
- (2) 電子入札を除く入札の執行中においては、入札書に入札辞退の旨を記載した上で契約事務担当者に提出すること。

第6 入札結果の公表

入札結果については、公表するものとする。

第7 予定価格及び最低制限価格の公表等

- 1 予定価格については、規則第8条第2項の規定により、入札前に公表するものとする。
- 2 最低制限価格については、規則第10条第2項後段の規定により、入札後に公表するものとする。ただし、落札者がいないときは、公表しない。
- 3 電子入札により入札を行う場合においては、予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際に開札場所に置くことに替えて、あらかじめ電子調達サービスに登録するものとする。

第8 最低入札参加者数

入札を成立させることができる有効な入札書の提出者数は、1者とする。

第2章 一般競争入札

第9 一般競争入札の参加資格

- 1 一般競争入札に必要な参加資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるものとする。
 - (1) 町田市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和62年5月1日適用）による資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成21年12月1日施行）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
 - (3) 対象工事の競争入札参加条件を満たしていること。
 - (4) 電子入札においては、電子調達サービスにより入札参加資格申請を行い、その入札参加資格の承認を受け、かつ、電子調達サービスを利用するために有効な電子証明書を取得していること。
- 2 前項第3号に規定する条件は、次に掲げる条件のうちから契約案件ごとに定めるものとする。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項各号の規定による建設業の許可区分に関する条件
 - (2) 本店又は営業所等の所在地に関する条件
 - (3) 対象工事と同種の工事の施工実績に関する条件
 - (4) 対象工事に係る建設業法第26条に定める技術者の配置に関する条件

- (5) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の結果に関する条件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約案件ごとに、特に必要と認めた条件

第10 参加資格の確認申請

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

第11 参加資格の確認

- 1 市長は、第10に規定する申請があったときは、参加資格の有無を確認し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、参加資格を確認するために必要があると認めるときは、参加資格を確認することができる書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、参加資格を有していない者から、その理由について説明を求められたときは、それに応じるものとする。

第12 参加資格の喪失

第11第1項の規定により参加資格を有していることについての確認を受けた者（以下「有資格者」という。）が、当該参加資格の確認後において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

- (1) 第9第1項各号に掲げる参加資格を欠いたとき。
- (2) 経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (3) 虚偽の内容が記載された書類をもって参加資格の確認を受けたと認められるとき。

第13 設計図書の配付等

- 1 対象工事に係る設計図書（以下「設計図書」という。）は、公告の際に指定する方法で配布するものとする。
- 2 有資格者は、設計図書に疑義を生じたときは、公告の際に指定する日まで質問をすることができる。
- 3 前項の質問に対する回答は、公告の際に指定する日までにを行うものとする。

第14 工事費内訳書の提出

市長は、一般競争入札の初度入札時において有資格者に工事費内訳書を提出させることができる。

第15 入札の中止等

1 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、入札を中断又は中止することができる。

- (1) 天災
- (2) 広域的又は地域的停電
- (3) 電子調達サービスにおけるシステム障害
- (4) 入札参加者がいない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項各号に掲げる事由により、電子入札を中断又は中止したときは、紙による入札に切り替えることができるものとする。

第3章 指名競争入札

第16 入札参加者の指名

市長が、工事請負契約に係る指名競争入札に参加させようとする者を指名する際は、町田市工事請負契約競争入札参加者指名基準（昭和62年4月1日適用）によるものとする。

第17 指名の取消し

市長は、指名通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指名を取り消すことができる。

- (1) 第9第1項各号に掲げる資格を欠いたとき。
- (2) 経営、資産又は信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められるとき。

第18 設計図書の貸与等

1 設計図書は、指名通知書において指定した日から入札の日まで貸与するものとする。

2 指名通知を受けた者は、設計図書に疑義を生じたときは、指名通知書等において指定した日まで質問をすることができる。

3 前項の質問に対する回答は、指名通知書等において指定した日までに行うものと

する。

第19 一般競争入札に関する規定の準用

第14及び第15の規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、第14中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と、「有資格者」とあるのは「指名通知を受けた者」と読み替えるものとする。

第20 補則

この要領に定めるもののほか、工事請負契約の入札手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2000年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2005年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、2008年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年2月1日から施行する。